都市計画原案からの修正箇所（旧上瀬谷通信施設地区）

■計画書（抜粋）

【新】

的な活性化のため、地区間で連携し相乗効果の発揮を図る。まとまりのある緑豊かな風景を構築するため、本地区のかつての植生を参照しながら適切な植栽を行う。道路及びその沿道において、中高木を中心とした植栽等視認性や質の高い緑化の効果的な配置を行うとともに、広場等における街路樹とつながる一体的な緑化により、来街者のみならず周辺住民にとっても快適で豊かな緑空間を創出する。

物流地区

基幹物流施設や関連する隔地駐車場等の整備にあたり、緑豊かな歩行者空間や憩いの空間を創出する連続した緑の景観を形成するため、緑地帯や緑陰のある広場、建築物の壁面緑化等の立体的な緑化により、視認性・公開性が高い緑化を行うとともに、周辺環境に配慮し、地区外の隣接地に沿って緑化を行う。また、在来種を中心とした中・高木や地被類を織り交ぜ、季節を感じる量感のある多様な緑化を行い、建築物等と調和した親しみやすい緑地の形成を図るとともに、屋上緑化を設ける場合には、周辺の生物多様性に寄与する植栽計画とする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地帯1	幅員6.0m　延長約140m
		緑地帯2	幅員2.0m　延長約110m
		緑地帯3	幅員5.0m　延長約950m
		緑地帯4	幅員3.0m　延長約210m
		緑地	約4,000㎡
		広場1	約1,800㎡
		広場2	約1,000㎡
		歩道状空地	幅員1.0m　延長約430m

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	物流A地区	物流B地区	物流C地区
		面積	約22.9ha	約1.9ha	約1.1ha
	建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1　保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業その他これらに類する事業に使用する施設 2　診療所 3　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4に規定する公益上必要なもの 4　事務所	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　住宅 2　共同住宅、寄宿舎又は下宿 3　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの 6　キャバレー、料理店その他これらに類するもの	

【旧】

的な活性化のため、地区間で連携し相乗効果の発揮を図る。まとまりのある緑豊かな風景を構築するため、本地区のかつての植生を参照しながら適切な植栽を行う。道路及びその沿道において、中高木を中心とした植栽等視認性や質の高い緑化の効果的な配置を行うとともに、広場等における街路樹とつながる一体的な緑化により、来街者のみならず周辺住民にとっても快適で豊かな緑空間を創出する。

物流地区

基幹物流施設や関連する隔地駐車場等の整備にあたり、緑豊かな歩行者空間や憩いの空間を創出する連続した緑の景観を形成するため、緑地帯や緑陰のある広場、建築物の壁面緑化等の立体的な緑化により、視認性・公開性が高い緑化を行うとともに、周辺環境に配慮し、地区外の隣接地に沿って緑化を行う。また、在来種を中心とした中・高木や地被類を織り交ぜ、季節を感じる量感のある多様な緑化を行い、建築物等と調和した親しみやすい緑地の形成を図るとともに、屋上緑化を設ける場合には、周辺の生物多様性に寄与する植栽計画とする。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地帯1	幅員6.0m　延長約140m
		緑地帯2	幅員2.0m　延長約110m
		緑地帯3	幅員5.0m　延長約950m
		緑地帯4	幅員3.0m　延長約210m
		緑地	約4,000㎡
		広場1	約1,800㎡
		広場2	約1,000㎡
		歩道状空地	幅員1.0m　延長約430m

建築物等に関する事項	地区の区分	名称	物流A地区	物流B地区	物流C地区
		面積	約22.8ha	約1.9ha	約1.1ha
	建築物の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1　保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業その他これらに類する事業に使用する施設 2　診療所 3　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の4に規定する公益上必要なもの 4　事務所	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　住宅 2　共同住宅、寄宿舎又は下宿 3　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの 6　キャバレー、料理店その他これらに類するもの	

修正箇所

都市計画原案からの修正箇所（旧上瀬谷通信施設地区）

■総括図（抜粋）

【新】

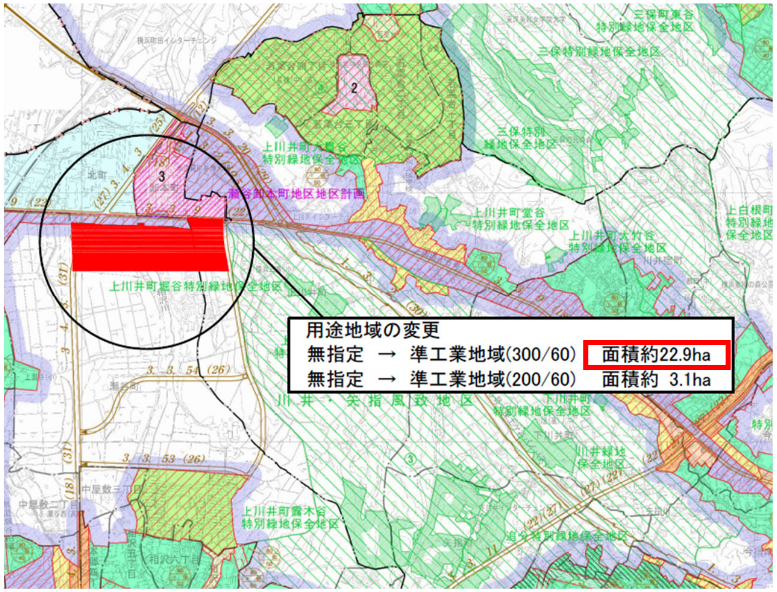

【旧】

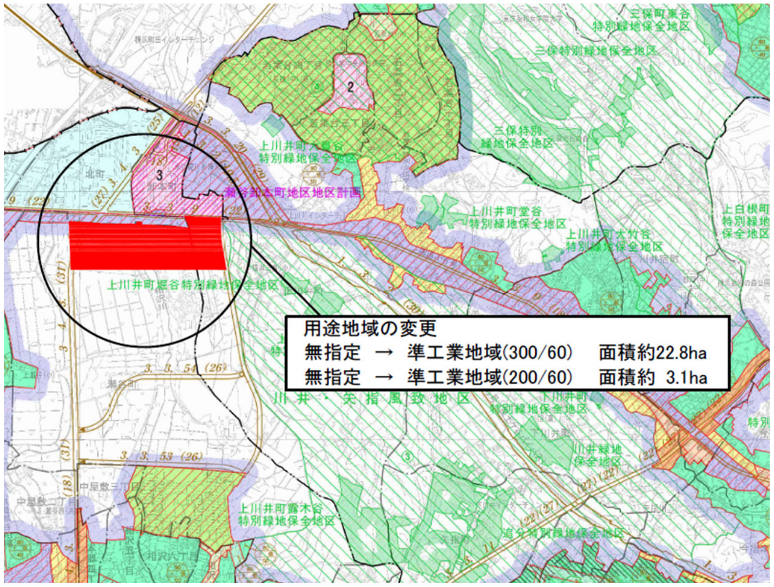

修正箇所

都市計画原案からの修正箇所（旧上瀬谷通信施設地区）

■総括図（抜粋）

【新】

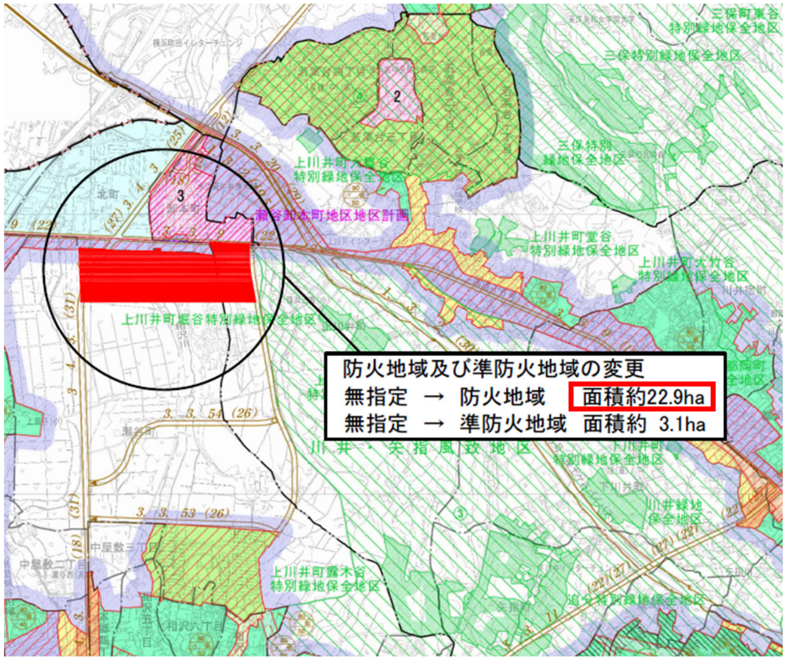

【旧】

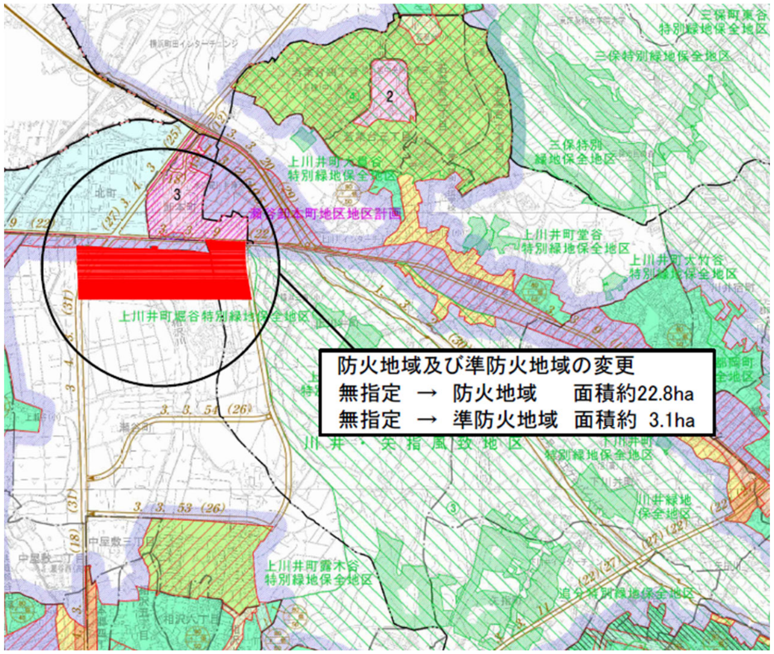

修正箇所